

砥部町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の給
付に係る支給決定基準

平成31年3月27日

砥部町告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条の規定に基づき、障害福祉サービスの支給決定を公平かつ適正に行うための必要な事項を定めるものとする。

(障害福祉サービスの種類、内容等及び支給量の基準)

第2条 支給要否決定を行う障害福祉サービスの種類、対象者、内容及び基準支給量は、次に掲げる別表のとおりとする。

- (1) 別表第1 介護給付
- (2) 別表第2 訓練等給付
- (3) 別表第3 地域相談支援給付

2 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護)及び短期入所については、障がい者等の心身の状態又は介護を行う者の状況等により基本支給量を超える支給量が必要と認められる場合は、加算支給量の範囲内とする。

3 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型))については、日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について(平成18年9月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)に基づき、利用日数の例外対象と認められる場合については、支給量を増やすことができるものとする。

(基準支給量を超える支給決定等)

第3条 障がい者等及び介護者の特別な事情により、前条で定める基準支給量を超える支給量を希望する場合は、基準超過支給量を希望する理由書(別記様式)を添えて申請するものとする。

2 前項の申請があったときは、砥部町障害支援区分認定審査会に意見を求め、適切な支給量を決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別な理由により緊急一時的にサービスの支給決定を行う必要があると町長が認める場合は、審査会に諮問することなく支給量を決定することができるものとする。ただし、この場合の支給決定は3箇月を超えない期間で行うこととする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、支給決定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成31年3月27日告示第57号）

この告示は、公表の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月24日告示第50号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）
介護給付

サービスの種類		対象者		内容	障害支援 区分	基本支給量	加算支給量 1		加算支給量 2	利用期間
		対象者	障害支援区分等の関係			単位／月	単位／月		単位／月	
居宅介護	身体介護中心	障がい者又は障がい児	障害支援区分が 1 以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）の者	居宅において入浴、排せつ又は食事等の介護など身体の介護を中心に行う	区分 1	3, 040	3, 800		4, 560	1 月 ～ 1 年
	家事援助中心	障がい者又は障がい児	障害支援区分が 1 以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）の者	居宅において調理、洗濯、掃除、買い物等の家事の援助を中心に行う	区分 2	3, 930	4, 913		5, 895	
	通院等介助 （身体介護あり）	障がい者又は障がい児	障害支援区分が 2 以上で、認定調査項目で以下のいずれか一つ以上に該当する者 歩行・・・「できない」 移乗・・・「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」 排尿・・・「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」 排便・・・「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」 移動・・・「見守り等」、「一部介助」又は「全介助」	通院に関連する介助で、トイレ介助、車いすの介助、通院等先での受診手続き、移動等の介助など、身体介護を伴うもの	区分 3	5, 770	7, 213		8, 655	
					区分 4	10, 850	13, 563		16, 275	
					区分 5	17, 380	21, 725		26, 070	
	通院等介助 （身体介護なし）	障がい者又は障がい児	障害支援区分が 1 以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）の者	ひとりで通院等をすることが困難な者への支援で、身体介護を伴わないもの	区分 6	25, 000	31, 250		37, 500	
通院等乗降介助	障がい者又は障がい児	障害支援区分が 1 以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）の者	ヘルパーが自ら運転する車両への乗車又は降車の介助、乗車前若しくは降車後の屋外における移動等の介助、通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行う	障がい児	9, 750	12, 188		14, 625		
重度訪問介護		重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がい者で、常時介護を要する者	障害支援区分が 4 以上で、以下のいずれにも該当する者 （1） 二肢以上に麻痺等があること （2） 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」がいずれも「できる」以外に認定されていること	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理及び洗濯等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等、生活全般にわたる援助並びに外出等における移動中の介護などを総合的に行う	区分 4	28, 430	35, 538		42, 645	1 月 ～ 1 年
					区分 5	35, 630	44, 538		53, 445	
					区分 6	50, 800	63, 500		76, 200	
同行援護		視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者又は障がい児	以下のいずれにも該当する者 （1） 同行援護アセスメント票による調査項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上であること （2） 同行援護アセスメント票による調査項目中、「移動障害」の点数が 1 点以上であること ※ 平成30年 4 月より障害支援区分の認定を必要としないが、区分 3 以上の認定がある者に同行援護を提供した場合、サービス提供事業所は加算請求ができる	外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行う	区分に関わらず	13, 270				1 月 ～ 1 年
行動援護		知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者又は障がい児であって常時介護を要する者	障害支援区分が 3 以上で、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があり、認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上（障がい児はこれに相当する心身の状態）である者	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際の必要な援助を行う	区分 3	15, 310	19, 138		22, 965	1 月 ～ 1 年
					区分 4	20, 630	25, 788		30, 945	
					区分 5	27, 440	34, 300		41, 160	
					区分 6	35, 660	44, 575		53, 490	
					障がい児	19, 480	24, 350		29, 220	
重度障害者等包括支援		常時介護を要する重度の障がい者又は障がい児であってその介護の程度が著しく高い者	障害支援区分が 6（障がい児はこれに相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有し、以下のいずれかに該当する者 （1） 重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、以下のいずれかに該当すること ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 イ 最重度知的障がい者 （2） 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)等の合計点数が10点以上である者（強度行動障がい）	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する	区分 6	94, 770				1 月 ～ 1 年

サービスの種類	対象者		内容	障害支援 区分	基本支給量	加算支給量 1	加算支給量 2	利用期間
	対象者	障害支援区分等の関係			日／月	日／月	日／月	
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設又は児童福祉施設等に短期間の入所を必要とする障がい者又は障がい児	(1) 障害支援区分が1以上の者 (2) 障がい児の場合は障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する者	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設又は児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う	区分 1～6	7	14	31	1月 ～ 1年
療養介護	病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として以下に掲げる者 (1) 筋委縮性側索硬化症(A L S)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者で、障害支援区分が6の者 (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で、障害支援区分が5以上の者	主として昼間、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する	区分 5～6	当該月の日数			1月 ～ 3年
生活介護	常時介護が必要な障がい者	地域や入所施設において安定した生活を営むために常時介護が必要な者で以下のいずれかに該当する者 (1) 障害支援区分が3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上の者 (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上の者	主として昼間、障害者施設等において以下のような支援を行う (1) 入浴、排せつ及び食事等の介護 (2) 調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援 (3) 創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助	区分 3～6	当該月の日数－8日			1月 ～ 3年
施設入所支援	夜間において介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者	(1) 生活介護を受けている者で障害支援区分が4(50歳以上の場合は区分3)以上の者 (2) 自立訓練又は就労移行支援を受けている者で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者 (3) 生活介護を受けている者で、障害支援区分が4(50歳以上の場合は区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者 (4) 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組合せの必要性を認めた者	主として夜間、入所施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う	区分 3～6	当該月の日数			1月 ～ 3年

※居宅介護、重度訪問介護、行動援護について
○加算支給量1は、介護者が障がい、疾病、高齢、就労等により日常の家事及び介護の能力に欠ける場合に適用する。
○加算支給量2は、単身者世帯又は介護者が障がい、疾病、高齢、就労等により日常の家事及び介護の能力に著しく欠ける場合に適用する。
○体重、体格等の身体的状況から複数の介護者が必要になる場合は、支給量を2倍とする。

※短期入所について
○加算支給量1は、介護者が障がい、疾病、高齢、就労等により日常の家事及び介護の能力に欠ける場合に適用する。
○加算支給量2は、単身者世帯又は介護者が障がい、疾病、高齢、就労等により日常の家事及び介護の能力に著しく欠ける場合に適用する。

別表第2（第2条関係）
訓練等給付

サービスの種類	対象者	内容	障害支援区分	基本支給量	利用期間
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病患者等で以下のいずれかに該当する者 （1） 入所施設や病院を退所・退院した者で、地域生活への移行等を図る上で身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 （2） 特別支援学校を卒業した者で、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等	事業所への通所又は自宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う	区分認定の 必要なし	当該月の日数－8日	標準利用期間 1年6月
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者又は精神障がい者で以下のいずれかに該当する者 （1） 入所施設や病院を退所・退院した者で、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 （2） 特別支援学校を卒業した者や継続した通院により症状が安定している者等で、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等	事業所への通所又は自宅への訪問により、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う	区分認定の 必要なし	当該月の日数－8日	標準利用期間 2年
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者で、地域移行に向けて一定期間居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者	居室その他の必要な設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う	区分認定の 必要なし	当該月の日数	標準利用期間 2年
就労移行支援	（1） 就就労を希望する者で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者 （2） あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う	区分認定の 必要なし	当該月の日数－8日	標準利用期間 2年 （あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は3年又は5年）
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な者のうち、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者で以下のいずれかに該当する者 （1） 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 （2） 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 （3） 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者	生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う	区分認定の 必要なし	当該月の日数－8日	1月～3年
サービスの種類	対象者	内容	障害支援区分	基本支給量	利用期間

就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者で以下のいずれかに該当する者 (1) 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 (2) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 (3) 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった者	生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う	区分認定の 必要なし	当該月の日数ー8日	1月～3年
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者で、就労を継続している期間が6月を経過した者(病気や障がいにより通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者で、就労を継続している期間が6月を経過した者も含む)	企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う	区分認定の 必要なし	当該月の日数	標準利用期間 3年
自立生活援助	以下のうち、自立した生活を営む上での支援が必要と認められる者 (1) 障害者支援施設、のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた者 (2) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた者 (3) 精神科病院に入院していた精神障がい者 (4) 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者 (5) 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されていた障がい者 (6) 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者 (7) 地域において一人暮らしをしている者や同居する家族の障がいや疾病等により家族による支援が見込めない者で、人間関係や生活環境、心身の状態等の変化により自立した地域生活を継続することが困難だと町が認めた者	居宅における自立した日常生活を営む上での問題につき、定期的な巡回訪問又は連絡を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な助言を行う	区分認定の 必要なし	当該月の日数	標準利用期間 1年
共同生活援助	地域で共同生活を営むのに支障のない者で、日常生活上の援助を必要とする者	主として夜間、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う	区分認定の 必要なし	当該月の日数	1月～3年

別表第3（第2条関係）
地域相談支援給付

サービスの種類	対象者	内容	障害支援区分	基本支給量	利用期間
地域移行支援	以下のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者 （1） 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している者 （2） 精神科病院に入院している精神障がい者 （3） 救護施設又は更生施設に入所している障がい者 （4） 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者 （5） 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行う	区分認定の 必要なし	当該月の日数	6月の範囲内 （この期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には6月の範囲内で更新が可能）
地域定着支援	以下のうち、地域生活を継続していくために緊急時等の支援が必要と認められる者 （1） 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 （2） 居宅において家族と同居しているが、その家族の疾病などにより、緊急時の支援が見込めない者 ※ 障害者支援施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も対象 ※ 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者は対象外	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う	区分認定の 必要なし	当該月の日数	1年の範囲内 （引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には1年の範囲内で更新が可能）

年 月 日

基準超過支給量を希望する理由書

砥部町長 様

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居住地	〒	電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日
支給申請に係る 児 童 氏 名				

[illegible]